

理学系研究科休養室取扱要領（理学部3号館）

2012年 6月 6日制定
2014年 4月 1日改訂
2014年 8月 22日改訂
2015年 4月 1日改訂
2016年 3月 17日改訂
2017年 3月 30日改訂
2018年 8月 8日改訂
2020年 4月 1日改訂
2021年 4月 1日改訂
2022年 4月 18日改訂
2024年 4月 1日改訂

理学系研究科休養室は、理学系のメンバーが、体調がすぐれない等の理由で一時的に休養を必要とする場合に備えて各号館に設置するものである。休養室の設置は、男女共同参画委員会の活動の一つとして当委員会が責任を持って進めるが、実際の管理・運営は理学系の各号館事務及び男女共同参画委員会の担当委員等が協力して行う。

1. 場所：理学部3号館111A号室（生物科学専攻3号館女性休養室）、023B号室（生物科学専攻3号館男性休養室）
2. 利用者：利用は、原則として理学系の教員、職員、院生、学部生研究生等に限る。
3. 利用方法：利用希望者（あるいは付き添い人）は、2階の生物科学専攻事務室分室（216号室、内線番号23045、メールアドレス jim-u-biochem.s@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）に利用希望を申し出る。利用規則を熟読の上、ノートに氏名と利用の理由を記入する等の所定の手続きを行い、生物科学専攻事務職員より休養室の鍵を受け取る。鍵は利用時間内に返却する。
4. 利用時間：原則として平日の午前9時から午後5時までとする。この時間以降の利用を希望する場合は、別添の生物科学専攻の教員のいずれかに直接相談すること。
5. 利用にあたっての注意：
 - (ア) 健常者が仮眠室として利用することはできない。不適切な使用がなされていると管理者が判断した場合は、退去を求めることがある。
 - (イ) 飲食の制限：休養に必要な飲食以外は、原則として認めない（ただし、昼食時間に事務系女子職員等が昼食をとることを認める）。
 - (ウ) 作業の禁止：休憩室におけるコンピュータ作業等は原則として禁止する。
 - (エ) 持ち物：危険物の持ち込みは禁止する。退室時に私物が残されていた場合、管理者が撤去する。
 - (オ) 衛生管理：ゴミは各自持ち帰る。
 - (カ) 使用中に問題が生じた場合は、速やかに生物科学専攻事務室分室等*に連絡をする（*利用時に説明を受けること）。
6. その他：状況に応じて、管理者が規則の一部を変更・追加することがある。

【別添】

担当教員連絡先

- ① 平形樹生（内線番号24388, メールアドレス hirakata@g.ecc.u-tokyo.ac.jp)
- ② 塩見美喜子（内線番号24386 , メールアドレス siomin@bs.s.u-tokyo.ac.jp)